

令和3年(2021年)2月5日
 総務部情報公開・法務課法務係
 (課長) 神事 正實 (担当) 平澤 忍
 電 話 : 026-235-7057 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2287
 F A X : 026-235-7370
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

令和3年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 18 件、新設条例案 1 件を提出予定です。

一部改正条例案 (使用料・手数料関係)

番号	条 例 案 の 概 要																															
1	<p>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案 (詳細は、別紙 (P7) のとおり)</p> <p>諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和3年4月1日等から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp 薬事管理課 026-235-7398 (FAX) E-mail: yakuji@pref.nagano.lg.jp 園芸畜産課家畜防疫対策室 026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp 建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>																															
2	<p>長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定します。</p> <p>(主な手数料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">改定額</th> <th rowspan="2">現行額</th> <th colspan="2">改定率 (%)</th> </tr> <tr> <th>下限額</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水質理化学試験</td> <td>定性試験</td> <td>6,000円</td> <td>5,900円</td> <td colspan="2">1.7</td> </tr> <tr> <td>定量試験</td> <td>2,000円以上 16,000円以下</td> <td>2,000円以上 15,000円以下</td> <td>—</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易な物理学試験</td> <td>1,700円以上 3,100円以下</td> <td>1,700円以上 2,800円以下</td> <td>—</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">細菌検査</td> <td>5,000円以上 15,000円以下</td> <td>4,800円以上 15,000円以下</td> <td>4.2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和3年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境政策課 026-235-7491 (FAX) E-mail: kankyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>	区分	項目	改定額	現行額	改定率 (%)		下限額	上限額	水質理化学試験	定性試験	6,000円	5,900円	1.7		定量試験	2,000円以上 16,000円以下	2,000円以上 15,000円以下	—	6.7	簡易な物理学試験		1,700円以上 3,100円以下	1,700円以上 2,800円以下	—	10.7	細菌検査		5,000円以上 15,000円以下	4,800円以上 15,000円以下	4.2	—
区分	項目					改定額	現行額	改定率 (%)																								
		下限額	上限額																													
水質理化学試験	定性試験	6,000円	5,900円	1.7																												
	定量試験	2,000円以上 16,000円以下	2,000円以上 15,000円以下	—	6.7																											
簡易な物理学試験		1,700円以上 3,100円以下	1,700円以上 2,800円以下	—	10.7																											
細菌検査		5,000円以上 15,000円以下	4,800円以上 15,000円以下	4.2	—																											

3

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新及び新たな試験装置の導入に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額を改定します。

区分		改定額	現行額	改定率 (%)	
				下限額	上限額
機 械 金 属	材 料 強 度 試 験	1,700円以上 28,000円以下	1,700円以上 26,000円以下	—	7.7
	熱 処 理 試 験	6,800円以上 82,000円以下	6,800円以上 19,000円以下	—	332.0
	寸 法 ・ 形 状 精 密 測 定 試 験	800円以上 10,000円以下	800円以上 8,500円以下	—	17.6
化 学 等	プ ラ ス チ ッ ク 試 験	600円以上 4,300円以下	600円以上 2,500円以下	—	72.0

(令和3年4月1日から施行)

産業技術課 026-235-7197 (FAX) E-mail: sangi@pref.nagano.lg.jp

4

長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

松本平広域公園やまびこドームに新たに設けられた会議室について、その利用料金の額を定めます。

区分	金額						
	8:30 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30	8:30 ~17:00	12:00 ~21:30	8:30 ~21:30	超過時間 1時間につき
第4会議室	1,200円	1,800円	1,600円	3,000円	3,400円	4,600円	400円

(公布の日から施行)

都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) E-mail: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案（その他）

番号	条 例 案 の 概 要
5	<p>消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を、令和5年度（改正前：令和2年度）まで延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 消防課 026-233-4332 (FAX) E-mail: shobo@pref.nagano.lg.jp </div>
6	<p>長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例案</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、同法等を引用している次に掲げる条例の規定について所要の改正を行います。</p> <p>(1) 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例 (2) 長野県県税条例 (3) 一般職の職員の給与に関する条例 (4) 長野県警察職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 危機管理防災課 026-233-4332 (FAX) E-mail: bosai@pref.nagano.lg.jp 人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp 税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp 健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) E-mail: kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp 警務課 026-233-1367 (FAX) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp </div>
7	<p>長野県附属機関条例の一部を改正する条例案</p> <p>固定資産評価基準の運用の見直しに伴い、固定資産の価格の決定のための長野県固定資産評価審議会への諮問が原則3年に1回となったことに合わせ、同審議会の委員の任期を3年（改正前：2年）に改正します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市町村課 026-232-2557 (FAX) E-mail: s-zeisei@pref.nagano.lg.jp </div>

8	<p>職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>押印の見直しにより手続の簡素化を図るため、新たに職員となった者が提出する宣誓書の様式の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
9	<p>職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>職員が通勤、地域活動、ボランティアなど公務外の活動における過失による事故で禁錮以上の刑に処せられた場合でも一律に失職しないものとするほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
10	<p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>職員の仕事と家庭の両立支援の推進のため、小学校3年生までの子を養育する職員が、小学校就学前に取得できる部分休業と同様に、小学校就学後も勤務時間の始め及び終わりに休暇を取得できるよう、子育て部分休暇を新設します。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
11	<p>特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p> <p>特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年6月9日から施行)</p> <p>県民協働課 026-235-7258 (FAX) E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp</p>

12	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>こども・家庭課児童相談・養育支援室 026-235-7390 (FAX) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
13	<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>指定居宅サービス等の事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>介護支援課 026-235-7394 (FAX) E-mail: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
14	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 食品衛生に関する条例の廃止に伴い、同条例に係る規定を整理します。</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づき県の事務とされている動物取扱責任者研修の実施の委託等について、事務処理の効率的執行の観点から、保健所設置市である長野市及び松本市に移譲します。</p> <p style="text-align: right;">((1)は令和3年6月1日、(2)は令和3年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
15	<p>長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例案</p> <p>食品衛生法及び食品表示法の一部改正による食品等に係る自主回収情報の報告制度の創設に伴い、条例における自主回収の報告に係る規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年6月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

16	<p>資金積立基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、関連する技術開発を重点的に支援すること等により、持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を推進するため、長野県自然エネルギー地域基金の用途を拡充した長野県ゼロカーボン基金を創設します。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>環境政策課 026-235-7491 (FAX) E-mail: kankyo@pref.nagano.lg.jp</p>
17	<p>長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>新規発電所のしゅん工及び建設部から企業局への発電所の移管に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(発電所の移管に係る部分は、令和3年4月1日)から施行)</p> <p>経営推進課 026-235-7388 (FAX) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p>
18	<p>高等学校設置条例の一部を改正する条例案</p> <p>「第1期長野県高等学校再編計画」に基づく募集停止に伴い、長野県望月高等学校を廃止するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>高校教育課高校再編推進室 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp</p>

新設条例案

番号	条例案の概要
19	<p>無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例案</p> <p>社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和3年4月1日から施行)</p> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p>

(別紙)

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 改定分

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
①食品衛生法	営業の許可（新規）	5,800円～ 30,000円	5,800円～ 21,000円	1.0～7.1
	営業の許可（継続）	4,600円～ 25,000円	4,100円～ 12,900円	31.3～45.8
②家畜伝染病予防法	家畜等の検査 (伝達性海綿状脳症)	7,400円	4,500円	64.4
③建築基準法	構造計算適合性判定	130,000円～ 640,000円	120,000円～ 610,000円	4.9～8.3

(2) 新設分

法律名	対象事務	手数料額
①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定	11,900円
	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の更新	11,900円
	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	2,000円
	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	2,900円
②建築基準法	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さに関する制限の適用除外に係る許可	160,000円

(3) その他

法律名	対象事務	改正内容
①都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定	②の法改正により審査対象規模が拡大されたため、当該規模に係る審査区分を設定する。また、②の審査基準を一部準用する①についても、合わせて審査区分を設定する。
②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能適合性判定等（新規・変更）	

○ 施行期日

令和3年4月1日（(1)の①は令和3年6月1日、(2)の①は令和3年8月1日）